

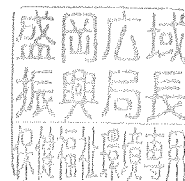
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県盛岡市羽場13地割30番地11

氏名 株式会社東北ターボ工業 代表取締役 生内 一品
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長 小野寺 宏和



許可の年月日 令和 6年 6月14日

許可の有効年月日 令和11年 6月13日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん
- ・産業廃棄物を処分するために処理したもの

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 6月14日 当初許可

平成 6年 6月14日 更新許可

平成10年 6月 8日 変更届出書受理(本店所在地を岩手県盛岡市中太田泉田20番地から
(以下、裏面記載))

変更したこと。)

平成11年 6月14日 更新許可

平成16年 6月14日 更新許可

平成21年 6月14日 更新許可

平成26年 6月14日 更新許可

平成29年10月31日 変更届出書受理 (代表者を生内 邦雄から変更したこと。)

令和 元年 6月14日 更新許可

令和 4年12月20日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類について、水銀使用製品
産業廃棄物を含む旨追記したこと。)

令和 5年12月27日 変更届出書受理 (本店所在地を岩手県盛岡市下太田田中1番地2か
ら変更したこと。)

令和 6年 6月14日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白